

# 自然公園法の概要

**目的**：我が国を代表する優れた**自然の風景地を保護**するとともに、その**利用の増進**を図ることにより、**国民の保健、休養及び教化**に資するとともに、**生物の多様性の確保**に寄与する

## 国立公園

我が国を代表するに足りる傑出した自然の風景地  
(環境大臣が指定し国が管理) **国土の5.8%**

## 国定公園

国立公園に準ずる自然の風景地  
(環境大臣が指定し都道府県が管理) **国土の3.9%**

## 公園計画

(環境大臣が関係都道府県及び審議会の意見を聴いて決定)

### <保護<u>に関する計画</u>> (行為規制に関するゾーニング)

建築物の新改増築  
木竹の伐採  
土石の採取 等

- ・ **特別保護地区**：特別地域内で特に嚴重に景観の維持を図る必要のある地区。
- ・ **特別地域**：優れた風致景観を有する陸域。第1種、第2種、第3種に区分。
- ・ **海域公園地区**：優れた海域景観の維持及び適正な利用を図る地域。

許可制

- ・ **普通地域**：特別地域及び海域公園地区以外の地域。

事前届出制

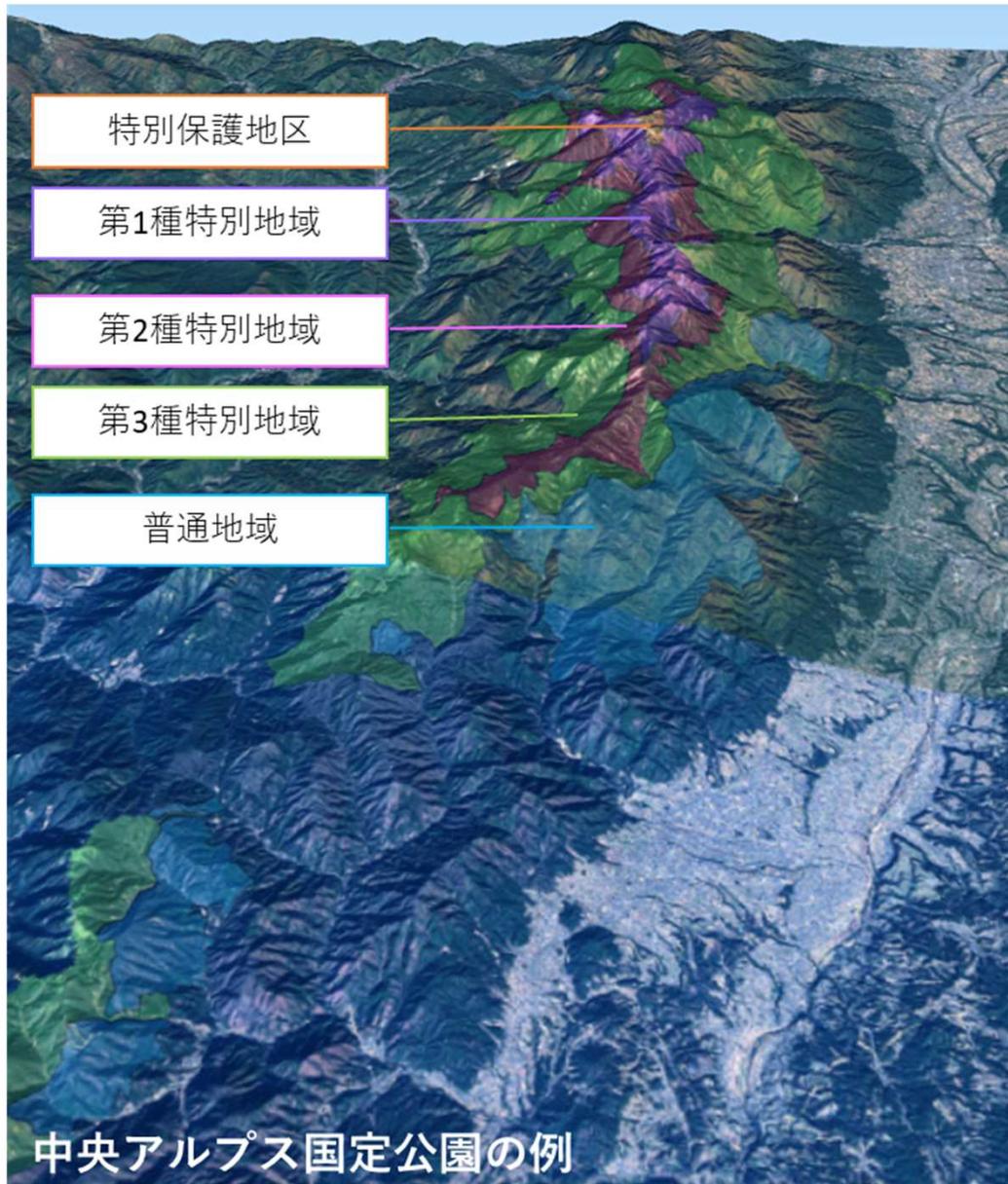
### <利用<u>(公園事業)</u>に関する計画</u>> (国立公園にふさわしい利用を推進するための施設整備)

- ・ **道路**
- ・ **園地**
- ・ **宿舎**
- ・ **野営場** 等

- ・ 国立公園事業は国が執行する
  - 地方公共団体は環境大臣に協議して国立公園事業の一部を執行することができる
  - 民間事業者は環境大臣の認可を受けて国立公園事業の一部を執行することができる

認可制

# 国立公園の仕組み ゾーニングによる各種行為との調整



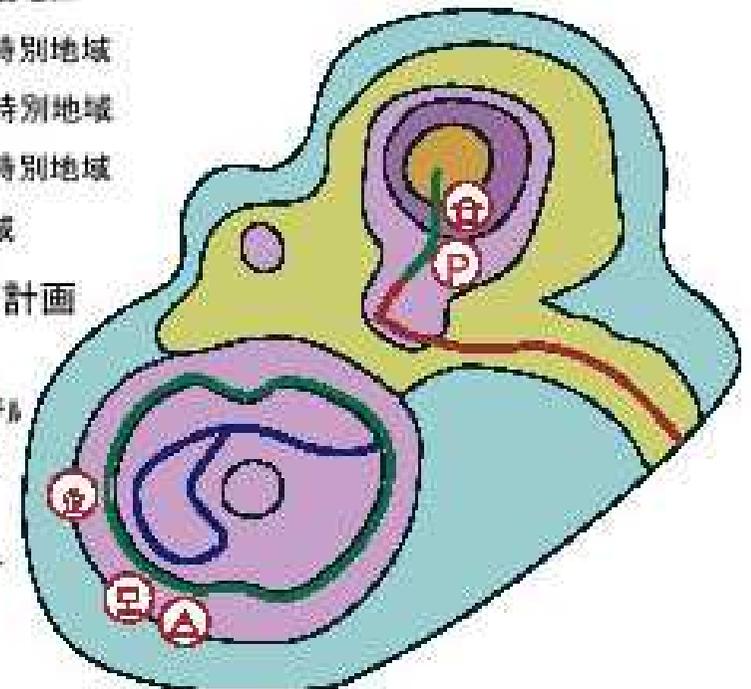
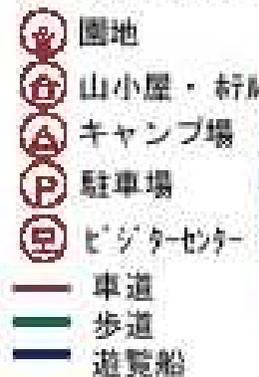
中央アルプス国立公園の例

- 保護のための規制は、厳正に保護する特別保護地区から、大規模な開発のみを規制する普通地域まで、地域の自然環境と農林水産業など利用の状況に配慮して設定
- 自然環境の状況に合わせて、適切な地種区分を設定する

## 保護のための計画



## 利用のための計画



※海域は海域公園地区と普通地域の2種類

# 国立公園の仕組み ゾーニングによる各種行為との調整



国立公園の陸域は5段階、海域は2段階のゾーニングを行い、段階的に開発行為に対応。

地種区分	概要	審査基準の例	植生等の例
特別保護地区	公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。	工作物新築：原則不許可 木竹伐採：原則不許可	高山植物、原生林等
第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。	工作物新築：原則不許可 木竹伐採：単木択伐のみ許可	天然林等
第2種特別地域	農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。	工作物新築：建坪率、容積率、高さ等の基準に応じて許可 木竹の伐採：2ha以内の皆伐等の基準に応じて許可	二次林等
第3種特別地域	特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ない地域。	工作物の新築：第2種よりも緩い建坪率、容積率等に応じて許可 木竹の伐採：要件を定めない（大面積の皆伐が可能）	人工林、農耕地等
海域公園地区	優れた海域景観の維持及び適正な利用を図る海域	工作物新築：原則不許可 ※動植物の採取や動力船の規制はオプション	サンゴ、藻場、干潟、岩礁等
普通地域	特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）といえる。	一定規模以上の工作物新築等については届出制	集落、農耕地、海域





# 地域制と営造物型

	地域制自然公園	営造物型自然公園
採用国	日本、イギリス、イタリア、韓国等	アメリカ、カナダ、オーストラリア、スイス等
特徴	<u>土地所有の有無にかかわらず、公園管理者が区域を定めて指定し、公用制限を実施</u>	<u>土地の権原を公園管理者が所有し、公園専用用地として利用</u>
メリット	公園指定に当たって、 <u>土地を取得する必要がなく、広大な地域の保全が可能</u>	土地は公園専用地であり <u>厳正な自然保護が可能</u> 利用規制もしやすい
デメリット	<u>土地所有者の私権や地域社会への配慮が必要</u> 厳正な自然保護は困難	<u>古くより稠密な土地利用、土地所有がなされてきた地域では、公園の設定は困難</u>
管理体制	<u>複層的な地域管理</u> 管理体制は国によって様々	<u>一つの機関(政府機関等)が財産として直営管理</u>

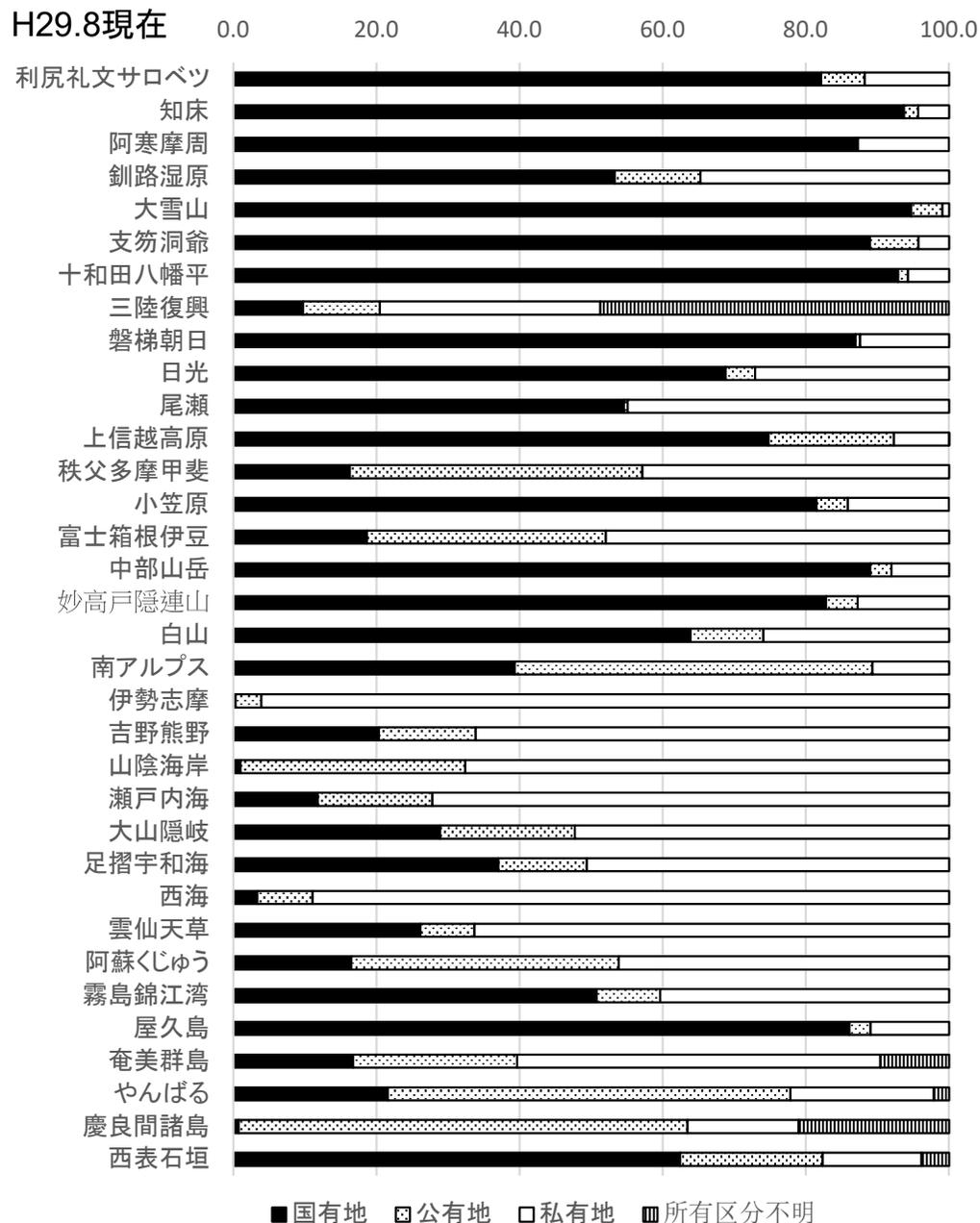


# 自然公園の土地所有

- 国有地の大部分は国有林（林野庁所管）
- 環境省所管地は集団施設地区の一部等（国有地の約0.6%）

平成29年3月31日現在

	国立公園	国定公園
国有地	60.2%	43.9%
公有地	12.9%	13.9%
民有地	26.0%	42.1%





# 許可と認可のフロー

Step 1

区域の指定 & 公園計画の策定

Step 2

特別地域の指定

風致景観を保全するため、影響を及ぼす行為（工作物の設置、木竹の伐採等）を一律に規制

事業決定

施設整備にあたり、国立公園の保護と利用に必要な施設の規模、収容力などの概略を決定

Step 3

行為許可

- ・ 財産権を尊重し、風致景観への影響が少ない行為について、基準の範囲内で許可

事業執行

- ・ 国立公園事業は国が執行
- ・ 国以外の者は環境大臣の同意または**認可**を受けてその一部を執行することができる

無い方がよい

利用に必要



# 行為許可と事業認可の違い

## 行為許可

特別地域により一律に禁止された開発行為を、基準の範囲内で**限定的に解除**

## 事業認可

公園計画に基づく**公益性**にかんがみ、そもそも行為規制を**適用除外**（別途、事業認可の基準で判断）

特別地域による規制

